

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：中井町下水道事業特別会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	平成2年1月25日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名	中井町	職員数 (H24. 4. 1現在)	4人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除線上償還の対象とされた公営企業債のうち、線上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	398円 (20年度)	財政力指数	1.31 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	81.1 (20年度)	実質公債費比率 (%)	11.3 (21年度)
		将来負担比率 (%)	43.0 (20年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	中井町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	中井町長 尾上 信一
既存計画との関係	第五次中井町行政改革大綱（平成23年度～平成27年度）
公表の方法等	計画承認後にホームページへ掲載
基本方針	効率的かつ合理的な公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、安定した下水道事業の経営を行う。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分	繰上償還希望額	旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.3%以上 6.5%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			うち年利7%以上	
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融庫資金	繰上償還希望額		52,755.1	35,005.3	87,760.3

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること)。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業	122,653.4		121,484.9	244,138.3
	合 計 (A)	122,653.4		121,484.9	244,138.3
「繰上償還希望額」欄の 再掲(再掲)区分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		122,653.4		121,484.9	244,138.3

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業	49,488.1		9,942.9	59,431.0
	合 計 (A)	49,488.1		9,942.9	59,431.0
「繰上償還希望額」欄の 再掲(再掲)区分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		49,488.1		9,942.9	59,431.0

【旧公営企業金融庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業		52,755.1	35,005.3	87,760.3
	合 計 (A)		52,755.1	35,005.3	87,760.3
「繰上償還希望額」欄の 再掲(再掲)区分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)			52,755.1	35,005.3	87,760.3

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰上金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本町の下水道事業は、市街化区域の整備がほぼ終わり、平成23年度末現在で人口普及率は88.0%と県下町村平均を上回っておりますが、平成30年度に下水道事業債の償還ピークを控えており、公債費が大きなウエイトを占める状況が続いていきます。また、下水道整備に伴う受益者負担金や下水道使用料の収入がありますが、依然として一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあり、公債費のほとんどが繰入金で賄われています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水洗化の促進</p> <p>人口普及率は88.0%となっているが、水洗化率は62.3%と低い水準にあり、未接続世帯の水洗化促進を行う必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 下水道使用料水準の適正化</p> <p>平成11年度の供用開始時における料金制定以来、料金改定を実施していない。現在の使用者に過度な負担とならないよう配慮しながら、適正な使用料の算定を行う時期に来ている。</p>
	<p>課 題 ③ 一般会計繰入金（基準外繰入金）の抑制</p> <p>経費節減や使用料水準の適正化等を図りながら、基準外繰入金の抑制に努める必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ 資本投下の抑制</p> <p>市街化区域に隣接した市街化調整区域の早期整備など、今後も資本投下が必要であるが、将来の使用料収入と公債費負担の見通しを考慮した適切な事業投資の設定が必要となっている。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度									
		平成19年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成20年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成21年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成22年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成23年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成24年度 （計画初年度）	平成25年度 （計画第2年度）	平成26年度 （計画第3年度）	平成27年度 （計画第4年度）	平成28年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	217	224	210	424	358	376	379	381	372	368
	(1) 営 業 収 益 (B)	83	73	71	73	72	72	74	76	77	78
	ア 料 金 収 入	83	72	70	73	72	72	73	75	76	77
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	(0)0	(0)1	(0)1	(0)0	(0)0	(0)0	(0)1	(0)1	(0)1	(0)1
	(2) 営 業 外 収 益	134	151	139	351	286	304	305	305	295	290
	ア 他 会 計 繰 入 金	134	150	138	351	286	304	305	305	295	290
	イ そ の 他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	217	224	210	208	207	218	195	188	182	174
	(1) 営 業 費 用	64	76	68	70	75	94	80	80	80	80
	ア 職 員 給 与 費	29	18	14	14	23	24	24	24	24	24
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	35	58	54	56	52	70	56	56	56	56
	(2) 営 業 外 費 用	153	148	142	138	132	124	115	108	102	94
ア 支 払 利 息	(0)153	(0)148	(0)142	(0)138	(0)132	(0)124	(0)115	(0)108	(0)102	(0)94	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	216	151	158	184	193	190	194	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	449	419	400	173	164	252	175	183	181	182
	(1) 地 方 債	84	85	108	86	51	142	57	61	60	60
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債										
	(2) 他 会 計 補 助 金	289	270	226	33	76	76	80	82	84	84
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国（都道府県）補助金	59	54	59	36	27	30	35	38	35	35
	(6) 工 事 負 担 金	17	10	7	18	10	4	3	2	2	3
	(7) そ の 他										
	2 資 本 的 支 出 (G)	436	402	450	370	314	432	358	364	375	386
	(1) 建 設 改 良 費	214	184	227	154	99	118	120	116	116	116
	ウ ち 職 員 給 与 費	10	10	10	3	8	8	8	8	8	8
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	222	218	223	216	215	314	238	248	259	270
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	13	17	-50	-197	-150	-180	-183	-181	-194	-204	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	13	17	-50	19	1	-22	1	12	-4	-10
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	28	41	58	8	27	28	6	7	19	15
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	41	58	8	27	28	6	7	19	15	5
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支										
黒 字 (P)	41	58	8	27	28	6	7	19	15	5
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	49.4	50.7	48.5	100.0	84.8	70.7	87.5	87.4	84.4	82.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	83	73	71	73	72	72	74	76	77	78
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	4,828	4,694	4,580	4,450	4,285	4,113	3,932	3,745	3,546	3,336

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	134	150	138	351	286	304	305	305	295	290
うち基準内繰入金	23	55	104	278	285	303	304	304	294	289
うち基準外繰入金	111	95	34	73	1	1	1	1	1	1
資 本 的 収 支 分	289	270	226	33	76	76	80	82	84	84
うち基準内繰入金	68	54	49	33	24	23	25	27	29	31
うち基準外繰入金	221	216	177	0	52	53	55	55	55	53
合 計	423	420	364	384	362	380	385	387	379	374

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	23.8	21.7	25.1	65.5	64.3	64.0	64.0	65.3	65.3	65.3	
資本費 (円又は%)	370	398	419	409	409	417	415	415	415	415	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	49.4	50.7	48.5	100.0	84.8	70.7	87.5	87.4	84.4	82.9	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	61.8	67.0	65.7	82.8	79.9	80.9	80.5	80.1	79.3	78.8
	うち基準内繰入金 (%)	10.6	24.6	49.5	65.6	79.9	80.6	80.2	79.8	79.0	78.5
	うち基準外繰入金 (%)	51.2	42.4	16.2	17.2	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	資本的収入分 (%)	64.4	64.4	56.5	19.1	46.3	30.2	45.7	44.8	46.4	46.2
	うち基準内繰入金 (%)	15.1	12.6	12.3	19.1	14.6	9.1	14.3	14.8	16.0	17.1
	うち基準外繰入金 (%)	49.2	51.6	44.3	0.0	31.7	21.1	31.4	30.0	30.4	29.1

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定については、汚水維持管理費すべてを料金収入で回収することを基本に、平成11年度に設定した。その後、10年以上料金改定していない状況であることから、汚水処理費（維持管理費及び資本費）の料金回収率100%を長期目標として、社会経済情勢等も考慮しながら、本計画期間内に料金改定を検討していく。
2 他会計繰入金の見込み	平成22年度決算における一般会計繰入金は3億8400万円あり、うち7300万円が基準外繰入金となっている。平成30年度にピークを迎える公債費の財源として、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあるが、下水道使用料水準の適正化等を図りながら、一般会計繰入金の抑制と基準外繰入金の解消に努めることとする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特になし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		第2次中井町定員適正化計画に基づき、公営企業等を含め職員数の削減を進め、平成18年度から平成24年度までの7年間で13名の削減(122名→109名)を行った。引き続き適正な定員管理に努めていく。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与構造改革における経過措置額を平成24年4月1日に廃止。 地域手当、住居手当(持家又は借家)以外は平成21年4月に廃止。 地域手当については、国公準拠では0%であるが、H20/10%→H23/5%→H24/4%と支給率を見直しており、今後も見直しを進めていく。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		当該特別会計には技能労務職はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		神奈川県市町村職員退職手当組合に加入。退職時特昇制度なし。
◇ 福利厚生事業のあり方		神奈川県市町村職員共済組合に加入しており、町負担と組合員の負担割合は各々50%としている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		上水道事業との共同調達が可能なもの(消耗品、台帳作成業務など)について、一括発注するなど経費削減を図っている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		特になし

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②③	平成11年度の供用開始以降、水洗化の促進や水道料金とのバランス及び社会経済情勢等に配慮し、料金改定を実施してこなかった。しかしながら、平成22年度決算における使用料単価は98円/㎡と類似団体と比較して著しく低いことから、料金回収率を向上させ、基準外繰入金の抑制が必要と認識し、使用料水準の適正化に取り組んでいく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務状況や定員管理の状況などに関する情報については、町の広報紙やホームページに掲載し公表している。
○ 行政評価の導入		行政評価制度の導入について、方法や時期について検討中である。
4 その他		
○ 水洗化の促進	①	下水道接続世帯への奨励金交付や融資あっせん制度を実施しており、平成22年度～24年度は適用対象や奨励金額などを期間限定で拡大実施している。今後は接続世帯の増加に向けた優遇策の期間延長や新たな支援策、下水道未接続事業者への接続促進策を検討していく。
○ 資本投下の抑制	④	平成23年度に下水道全体計画の見直しを行い、費用対効果などを検討した結果、計画面積を大幅に縮小(404.2ha→314ha)した。未整備の約73haについては、費用対効果や公債費への影響などから優先順位を見定めて、計画的な整備に取り組んでいく。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	退職者の補充については最小限に努め、定員適正化計画を着実に実施していく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	使用料水準の適正化、水洗化の促進に取り組んでいく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	水洗化率の向上による歳入確保を図るとともに、適正な使用料の見直しを行い、一般会計からの基準外繰出金の解消に努めていく。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）
 2 年度別目標等
 (4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課題	目標又は実績	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	6,375	6,540	6,816	6,971	7,121		7,220	7,320	7,420	7,520	7,620	
	A 増減	290	165	276	155	150		99	100	100	100	100	
	水洗便所設置済人口(人)	3,513	3,828	4,076	4,263	4,436		4,550	4,650	4,750	4,850	4,950	
	B 増減	480	315	248	187	173		114	100	100	100	100	
	水洗化率(%)	55.1	58.5	59.8	61.2	62.3		63.0	63.5	64.0	64.5	65.0	
	C 増減	4.5	3.4	1.3	1.4	1.1		0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	
	有収水量(m³)	769,597	732,806	708,422	740,549	750,214		745,000	755,000	765,000	775,000	785,000	
	D 増減	54,353	36,791	24,384	32,127	9,665		5,214	10,000	10,000	10,000	10,000	
	② 使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	108	99	99	98	97		96	96	96	96	96	
	E 増減	0	-9	0	-1	-1		-1	0	0	0	0	
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)													
F 増減													
④ ①～③の合計													
G 増減													
⑤ ④～⑥の合計													
H 増減													
経営の効率化	⑤ 管理運営費(千円)	439,060	441,854	432,768	423,691	422,884		443,658	425,000	428,000	433,000	436,000	
	I 増減	-9,534	2,794	-9,086	-9,077	-807		20,774	-18,658	3,000	5,000	3,000	
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	69	68	63	61	59		61	58	58	58	57	
	J 増減	-5	-1	-5	-2	-2		2	-3	0	0	-1	
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	453	454	395	150	150		150	150	150	150	150	
	K 増減	-19	1	-59	-245	0		0	0	0	0	0	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	82	103	95	92	99		119	106	105	103	102	
	L 増減	-3	21	-8	-3	7		20	-13	-1	-2	-1	
	M 増減												
	⑦ ⑤～⑧の合計												
⑧ 使用料回収率(%)	23.8	21.7	25.1	65.5	64.3		64.0	64.0	65.3	65.3	65.3		
⑨ 累積欠損金比率(%)													
⑩ 企業債現在高(百万円)	4,828	4,694	4,580	4,450	4,285		4,113	3,932	3,745	3,546	3,336		

		単位:千円・百万円											
収入の確保	使用料収入	82,808	72,254	70,323	72,792	72,409		71,501	72,600	75,000	76,000	77,000	
	改善効果額	5,481					5,481		191	2,591	3,591	4,591	10,964
	①有収水量の増加	5,481					5,481		191	2,591	3,591	4,591	10,964
	②使用料の適正化												
	③収納率の向上												
④その他													
経営の効率化	管理運営費	439,060	441,854	432,768	423,691	422,884		443,658	425,000	428,000	433,000	436,000	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	39,061	27,565	23,327	17,383	30,991		32,106	32,106	32,106	32,106	32,106	
	改善効果額		10,509	14,747	20,691	45,947							
	⑤職員給与と費の適正化		10,509	14,747	20,691	45,947							
	維持管理費(上記以外)の適正化												
	⑥その他												
改善効果額													
計画前5年間改善効果額 合計							51,428	改善効果額 合計 A					10,964

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業においては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。
 <参考> 補償金免除額(旧資金運用部資金)

- 2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 4 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成22年度地方公営企業決算状況調査】

・処理区域内人口……………10表01行11列	・使用料収入
・水洗便所設置済人口……………10表01行12列	法適用事業 = 20表01行03列
・有収水量……………10表01行52列	法非適用事業 = 26表01行03列
・管理運営費……………32表02行13列	・うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの
・汚水処理原価……………(32表02行14列)/(有収水量)	法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
・汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)/(有収水量)	法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 : 使用料回収率100%を目標に、段階的に使用料を見直していく。
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等